

# 高梁市森林整備計画

計画期間

|   |          |     |       |
|---|----------|-----|-------|
| 自 | 令和 8 年   | 4 月 | 1 日   |
| 至 | 令和 1 8 年 | 3 月 | 3 1 日 |

岡山県高梁市



## 目次

|    |   |      |
|----|---|------|
| I  | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項                        |      |
| 1  | 森林整備の現状と課題  | P 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針   | P 1  |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針                                  | P 4  |
| II | 森林の整備に関する事項                                       |      |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）                      |      |
| 1  | 樹種別の立木の標準伐期齢                                      | P 4  |
| 2  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                  | P 5  |
| 3  | その他必要な事項  | P 6  |
| 第2 | 造林に関する事項  |      |
| 1  | 人工造林に関する事項  | P 6  |
| 2  | 天然更新に関する事項  | P 8  |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項                        | P 10 |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準           | P 10 |
| 5  | その他必要な事項  | P 11 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準          |      |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                         | P 11 |
| 2  | 保育の種類別の標準的な方法                                     | P 11 |
| 3  | その他必要な事項  | P 12 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項                              |      |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                     | P 12 |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | P 14 |
| 3  | その他必要な事項  | P 16 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                     |      |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                    | P 17 |
| 2  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策                | P 17 |
| 3  | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項                          | P 17 |
| 4  | 森林経営管理制度の活用に関する事項                                 | P 17 |
| 5  | その他必要な事項  | P 17 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項                                 |      |
| 1  | 森林施業の共同化の促進に関する方針                                 | P 18 |
| 2  | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                         | P 18 |
| 3  | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                            | P 18 |
| 4  | その他必要な事項  | P 18 |

|  |       |
|--|-------|
| 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項          |       |
| 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項    | P 1 8 |
| 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項            | P 1 9 |
| 3 作業路網の整備に関する事項                            | P 2 0 |
| 4 その他必要な事項                                 | P 2 0 |
| 第8 その他必要な事項                                |       |
| 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項                    | P 2 1 |
| 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項          | P 2 1 |
| 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項              | P 2 1 |
| <br>                                       |       |
| Ⅲ 森林の保護に関する事項                              |       |
| 第1 鳥獣害の防止に関する事項                            |       |
| 1 鳥獣害防止森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法           | P 2 2 |
| 2 その他必要な事項                                 | P 2 3 |
| 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項       |       |
| 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法                         | P 2 3 |
| 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）                    | P 2 4 |
| 3 林野火災の予防の方法                               | P 2 4 |
| 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | P 2 4 |
| 5 その他必要な事項                                 | P 2 4 |
| <br>                                       |       |
| Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項                         |       |
| 1 保健機能森林の区域                                | P 2 5 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | P 2 5 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項            | P 2 6 |
| 4 その他必要な事項                                 | P 2 6 |
| <br>                                       |       |
| Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項                        |       |
| 1 森林経営計画の作成に関する事項                          | P 2 6 |
| 2 生活環境の整備に関する事項                            | P 2 8 |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項                       | P 2 8 |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項                         | P 2 8 |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項                       | P 2 9 |
| 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項                     | P 2 9 |
| 7 その他必要な事項                                 | P 3 0 |

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

高梁市は岡山県の中西部に位置し、岡山県三大河川の一つである高梁川が中央部を南北に貫流し、その両側に吉備高原が東西に広がっている。地勢は総じて西に高く東に低く高梁川と成羽川、その支流に沿って帯状に曲折した低地部と傾斜部及び高原部からなっている。豊かな森林と美しい自然に囲まれた農業を基幹産業とする農山村地域である。

本市の総面積は54,699haであり、そのうち森林面積は42,791haで市域の78.2%を占めている。私有林面積は41,724haでそのうちヒノキを主体とした人工林の面積は9,309haであり、人工林率22.3%となっている。人工林のうち6～12歳級の林分がその大半を占めており、今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティに富んだ林分構成になっている。しかし、本市には専門林家がほとんどなく、木材価格の低迷や松くい虫によるアカマツ林の被害、また、零細な経営規模が林業をより厳しいものにしていく。加えて、高齢化や後継者不足の問題もあり、施業意欲の減退と保育作業の遅れが目立ち、森林の有する公益的機能が十分発揮されていない状況にある。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とし、森林の機能と望ましい姿を第1表のとおり定める。

第1表 森林の機能と望ましい姿

| 森林の機能               | 望ましい姿   |
|---------------------|---|
| 水源涵養機能              | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林           |
| 山地災害防止機能／<br>土壤保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能            | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林  |
| 保健・レクリエーション機能       | 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、                                 |

|           |  |
|-----------|--|
|           | 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林  |
| 文化機能      | 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林     |
| 生物多様性保全機能 | 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林                     |
| 木材等生産機能   | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林 |

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取組を推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を的確に把握するため森林クラウドの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

| 森林の有する機能 | 森林整備及び保全の基本方針   |
|----------|---|
| 水源涵養機能   | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養<sup>かん</sup>の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>  |
| 山地災害防止機能<br>／土壌保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p> |
| 快適環境形成<br>機能        | <p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防霧等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。</p>   |
| 保健・レクリ<br>エーション機能   | <p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>   |
| 文化機能                | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>  |
| 生物多様性<br>保全機能       | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がり</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>においてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>                      |
| <p>木材等生産<br/>機能</p> | <p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐などを推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

| 地 域 | 樹 種 |     |              |            |     |            |
|-----|-----|-----|--------------|------------|-----|------------|
|     | スギ  | ヒノキ | アカマツ<br>クロマツ | その他<br>針葉樹 | クヌギ | その他<br>広葉樹 |
| 全 域 | 40年 | 45年 | 35年          | 40年        | 15年 | 20年        |

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

|    |   |
|----|---|
| 皆伐 | <p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>                             |
| 択伐 | <p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。</p> |

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからクまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。

ウ 野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うものとする。

エ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

オ 主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図るものとし、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

カ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

キ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うものとする。

ク 上記ア～キに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるものとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

### 3 その他必要な事項

なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性等から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### （1）人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種として人工造林の対象樹種を次のとおり定める。

苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗の活用の増加に努めるものとする。また、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方に当てはまる範囲内で人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。なお、広葉樹や郷土樹種を含めて幅広い樹種を選定し、森林の生物多様性の保

全にも留意するものとする。

特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は高梁市産業経済部農林課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

| 区分        | 樹種名                      |
|-----------|--------------------------|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ等 |

## (2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次の事項を定めるものとする。

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は高梁市産業経済部農林課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

| 樹種                  | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） | 備考 |
|---------------------|--------|----------------|----|
| スギ<br>ヒノキ           | 密仕立て   | 4,500          |    |
|                     | 中仕立て   | 3,000          |    |
|                     | 疎仕立て   | 2,000          |    |
| マツ                  | 中仕立て   | 5,000          |    |
| クヌギ<br>ヤマザクラ<br>ケヤキ | 中仕立て   | 3,000          |    |
|                     | 中仕立て   | 2,000          |    |
|                     | 中仕立て   | 2,000          |    |

### イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について第6表のとおり定める。

また、造林にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植

栽を推進し、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

第6表 その他人工造林の方法

| 区分     | 標準的な方法   |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵えを行い、林地の保全に努めることとする。  |
| 植付けの方法 | 正方植えを原則とし、植付けは丁寧とする。<br>気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。           |
| 植栽の時期  | 春植えは、3月中旬～4月上旬までに行うことを基本とする。<br>秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期（11月頃）に行う。 |

### （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### （1）天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める「天然更新の対象樹種に関する指針」に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

| 天然更新の対象樹種      | 岡山天然更新完了基準に準ずる |
|----------------|----------------|
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 同上             |

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種             | 期待成立本数       |
|----------------|--------------|
| 岡山県天然更新完了基準による | 10,000本/ha以上 |

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表に定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分   | 標準的な方法  |
|------|---|
| 地表処理 | 種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。                          |
| 刈出し  | 天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。   |
| 植込み  | 植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行うものとする。  |
| 芽かき  | ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じ、ぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにし、4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。 |

## ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて、第10表のとおり定める。

森林の区域は、林班、小班等により特定できるように森林計画図に表示する。

第10表 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|----|
| なし    |    |

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha以上

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準

として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

## 5 その他必要な事項

なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに間伐率等について第11表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

【間伐率】材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。

第11表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種  | 施業体系 | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢<br>(年) |     |     |     | 標準的な方法  |
|-----|------|----------------|-----------------------|-----|-----|-----|---|
|     |      |                | 初回                    | 2回目 | 3回目 | 4回目 |   |
| スギ  | 小径材  | 3,000          | 14                    | 17  | 21  | 25  | 【選木方法】<br>1,2回目は形質不良木を中心に、3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 |
|     | 一般材  |                | 17                    | 21  | 26  | 31  |   |
|     | 大径材  |                | 19                    | 26  | 35  | —   |   |
| ヒノキ | 小径材  | 3,000          | 17                    | 22  | 27  | 32  | 【間伐量】<br>中国地方林分密度管理図による。                                    |
|     | 一般材  |                | 21                    | 26  | 31  | 37  |   |
|     | 大径材  |                | 21                    | 28  | 37  | —   |   |

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める「保育の標準的な方法に関する指針」に基づき、第12表に定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢及び回数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|-------|-----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
|       |     | 1               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 下刈り   | スギ  | △               | ① | ① | ① | △ | △ |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|       | ヒノキ | △               | ① | ① | ① | △ | △ | △ | △ |   |    |    |    |    |    |    |    |
| つる切り  | スギ  |                 |   |   |   |   |   | ← | △ | → |    | ←  | △  | →  |    |    |    |
|       | ヒノキ |                 |   |   |   |   |   |   |   | ← | △  | →  | →  | →  | →  |    |    |
| 除伐    | スギ  |                 |   |   |   |   |   |   | ← | △ | →  |    | ←  | △  | →  |    |    |
|       | ヒノキ |                 |   |   |   |   |   |   |   | ← | △  | →  |    | ←  | △  | →  |    |

| 保育の種類 | 標準的な方法   | 備考 |
|-------|--|----|
| 下刈り   | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。<br>実施時期は6～8月頃を目安とする。                 |    |
| つる切り  | 下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。<br>実施時期は6月～8月頃を目安とする。             |    |
| 除伐    | 造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。 |    |

注) ○印は通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、次のとおり定める。

#### (1) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養<sup>かん</sup>機能が高い森林など「水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大

とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第14表により定める。なお、当該森林の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

## **(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林** **ア 区域の設定**

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について、次の①から④までに掲げる森林の区域を第13表により定める。

### **① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林**

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

### **② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林**

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

### **③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林**

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レ

クリエイション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

#### ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

### イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林において、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を図ることができないと認められる森林については「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」とし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

それぞれの森林の区域については、第14表により定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がない

ように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるようにする。

## (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新を行う森林などは除く）ものとする。

第13表 公益的機能別施業森林等の区域

| 区 分  | 森林の区域                | 面積(ha)    |
|--|----------------------|-----------|
| 水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林   | 高梁市森林整備計画<br>概要図のとおり | 17,124.29 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林     | 高梁市森林整備計画<br>概要図のとおり | 21,177.57 |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林               | 設定なし                 |           |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                    | 高梁市森林整備計画<br>概要図のとおり | 1,461.02  |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                 | 設定なし                 |           |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                   | 高梁市森林整備計画<br>概要図のとおり | 1,367.33  |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | 高梁市森林整備計画<br>概要図のとおり | 21.45     |

第14表 公益的機能別施業森林等の施業方法別の区域

| 施業の方法                   |                           | 森林の区域 |  | 面積(ha)    |
|-------------------------|---------------------------|-------|--|-----------|
| 伐期の延長を推進すべき森林           |                           | 旧高梁市  | 第13表「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域のとおり   | 17,124.29 |
|                         |                           | 旧有漢町  | 〃  |           |
|                         |                           | 旧成羽町  | 〃  |           |
|                         |                           | 旧川上町  | 〃  |           |
|                         |                           | 旧備中町  | 〃  |           |
| 長伐期施業を推進すべき森林           |                           | 設定なし  |  |           |
| 複層林施業を推進すべき森林           | 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) | 旧高梁市  | 第13表「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域のとおり | 22,638.59 |
|                         |                           | 旧有漢町  | 〃  |           |
|                         |                           | 旧成羽町  | 〃  |           |
|                         |                           | 旧川上町  | 〃  |           |
|                         | 旧備中町                      | 〃     |  |           |
|                         | 択伐による複層林施業を推進すべき森林        | 設定なし  |  |           |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |                           | 設定なし  |  |           |

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

なし

(2) その他

なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の多くが5ヘクタール以下の小規模所有形態となっているが、一方で経営意欲のある森林所有者も存在し、今後、森林施業をより一層計画的、組織的に行う必要がある。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営者を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進める。

また、森林所有者による経営が望めない森林については、森林組合や林業事業体、経営意欲のある森林所有者との森林施業の集約化による経営規模の拡大を促していく。

### 2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

### 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託に係る森林については、面的なまとまりを持った施業の実施に努める。また、森林経営の受託に当たっては、当該森林の立木竹の育成ができるものとし、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めるとともに、経営を委託する森林所有者の意向を十分に確認しながら行うものとする。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

### (1) 森林経営管理制度に関する基本的な考え方

森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化するとともに、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林について経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける（経営管理権の設定）。そのうえで、県が公表する一定の条件を満たす民間事業者のうち、再委託に応じる者があった場合には、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を民間事業者に再委託する（経営管理実施権の設定）。民間事業者に再委託しない森林は、高梁市が経営や管理を行う（市町村森林経営管理事業）。

### (2) 意向調査の対象となる森林の考え方

水源涵養機能、木材生産機能、生物多様性保全機能等の森林の多面的機能発揮のための間伐等の施業が長期間実施されていない人工林（公有林を除く）を中心に意向調査を実施する。

## 5 その他必要な事項

なし

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本市の森林所有者の大半は5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、森林施業の共同化又は施業委託を図っていくこととする。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等実施体制の整備を図ることとする。

### **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

小規模な森林所有者が多い本市で、所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業実施協定の締結や施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する。

### **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、以下の事項に留意して実施することとする。

ア 森林施業を共同で実施する者（以下「共同実施者」という。）は全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を策定して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者への共同委託により実施することを旨とする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同実施者により実施することとする。

ウ 共同実施者の一部が施業等を行わないことにより、その者が他の共同実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同実施者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。

エ 共同実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

### **4 その他必要な事項**

なし

## **第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

### **1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第15-1表に記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第15-2表に記載する。

第15-1表 路網密度の水準

| 区分                 | 作業システム        | 路網密度 (m/ha) |          |           |
|--------------------|---------------|-------------|----------|-----------|
|                    |               | 基幹路網        | 細部路網     | 合計        |
| 緩傾斜地<br>(0° ~15°)  | 車両系<br>作業システム | 35 ~ 50     | 65 ~ 200 | 100 ~ 250 |
| 中傾斜地<br>(15° ~30°) | 車両系<br>作業システム | 25 ~ 40     | 50 ~ 160 | 75 ~ 200  |
|                    | 架線系<br>作業システム |             | 0 ~ 35   | 25 ~ 75   |
| 急傾斜地<br>(30° ~35°) | 車両系<br>作業システム | 15 ~ 25     | 45 ~ 125 | 60 ~ 150  |
|                    | 架線系<br>作業システム |             | 0 ~ 25   | 15 ~ 50   |
| 急峻地<br>(35° ~ )    | 架線系<br>作業システム | 5 ~ 15      | —        | 5 ~ 15    |

第15-2表 作業システムの考え方

| 区分                 | 作業システム | 最大到達距離 (m) |            | 作業システム          |                     |                |               |
|--------------------|--------|------------|------------|-----------------|---------------------|----------------|---------------|
|                    |        | 基幹路網       | 細部路網       | 伐採              | 木寄せ<br>集材           | 枝払い<br>玉切り     | 運搬            |
| 緩傾斜地<br>(0° ~15°)  | 車両系    | 150 ~ 200  | 30 ~ 75    | ハーベスタ<br>チェーンソー | クラップル<br>(ウインチ)     | プロセッサ<br>ハーベスタ | フォワーダ<br>トラック |
| 中傾斜地<br>(15° ~30°) | 車両系    | 200 ~ 300  | 40 ~ 100   | ハーベスタ<br>チェーンソー | クラップル<br>(ウインチ)     | プロセッサ<br>ハーベスタ | フォワーダ<br>トラック |
|                    | 架線系    |            | 100 ~ 300  | チェーンソー          | スイングヤーダ<br>(タローヤーダ) | プロセッサ          | フォワーダ<br>トラック |
| 急傾斜地<br>(30° ~35°) | 車両系    | 300 ~ 500  | 50 ~ 125   | チェーンソー          | クラップル<br>ウインチ       | プロセッサ          | フォワーダ<br>トラック |
|                    | 架線系    |            | 150 ~ 500  | チェーンソー          | スイングヤーダ<br>タローヤーダ   | プロセッサ          | フォワーダ<br>トラック |
| 急峻地<br>(35° ~ )    | 架線系    | 500 ~ 1500 | 500 ~ 1500 | チェーンソー          | タローヤーダ              | プロセッサ          | トラック          |

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を第16表に設定する。

第16表 路網整備等推進区域

| 路網整備等推進区域 | 面積 (ha) | 開設予定路線 | 開設予定延長 (m) | 対函番号 | 備考 |
|-----------|---------|--------|------------|------|----|
| なし        |         |        |            |      |    |

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成24年4月2日治第1号）に則り開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に基づき基幹路網の開設・拡張に関する計画を第17表に示す。また、市町村森林整備計画概要図に図示する。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する

第17表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

| 開設<br>拡張 | 種類   | (区分)  | 位置(字、林班等) | 路線名 | 延長(m)及び箇所数 | 利用区域面積(ha) | 前半5カ年の計画箇所 | 備考 |
|----------|------|-------|-----------|-----|------------|------------|------------|----|
| 開設       | 自動車道 | 林業専用道 | 松山        | 檜林  | 600        | 21         | ○          |    |
| 計        | 新設   |       |           | 1路線 | 600        |            |            |    |

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

### 4 その他必要な事項

1から3までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備状況を第18表に示す。

第18表 森林整備施設の状況

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 備考 |
|-------|----|----|------|----|
| なし    |    |    |      |    |

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援等により段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むものとする。また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

これらと合わせ、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、集材等の効率化を図るための路網密度の水準を参考とした低コストで効率的な作業システムに対応すること。なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第19表に示す。

第19表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

| 作業の種類             |                 | 現 状 (参考)         | 将 来                |
|-------------------|-----------------|------------------|--------------------|
| 伐 倒<br>造 材<br>集 材 | 渓谷地域<br>(急傾斜)   | チェーンソー<br>人力、集材機 | チェーンソー、クレーンダ、プロセッサ |
|                   | 高原及び低地<br>(緩傾斜) | チェーンソー<br>人力     | チェーンソー、プロセッサ       |
| 造 林<br>保 育 等      | 地 拵             | 人力、チェーンソー、刈払機    | 地拵機                |
|                   | 下 刈             | 人力、刈払機           | 自走式刈払機、薬剤          |
|                   | 枝 打             | 人力、背負式枝打機        | 背負式枝打機、自動枝打機       |

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、間伐を中心に伐採の計画的実行によりロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努めることとする。

特用林産物のうち本市の特産品のひとつであるシイタケについては、各地区において生産が積極的に行われてはいるが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量は、減少している。今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の協同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

加えて、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

なお、林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画を第20表に示す。

第20表 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

| 施設の種類      | 現 状（参考） |          |   | 計 画  |                    |   | 備考 |
|------------|---------|----------|---|------|--------------------|---|----|
|            | 位置      | 規模       | 対図<br>番号  | 位置   | 規模                 | 対図<br>番号  |    |
| 乾しいたけほ場    | 玉川地区    | 500 kg／年 |   | 玉川地区 | 500 kg／年           |   | 高粱 |
| 銀杏の調製・乾燥施設 | 西山地区    |          |  | 西山地区 | 500 m <sup>2</sup> |  | 〃  |

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

##### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林の区域を第21表に定めるものとする。

第21表 鳥獣害防止森林の区域

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|-------|---------|
| なし      |       |         |

## (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせで推進する。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

### イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

## 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項及び関係する行政施策を踏まえ、次の1～5について記載する。

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

## (2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、本市、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や本市、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、高梁市火入れに関する条例（平成16年10月1日条例第216号）に従い、適正な実施を確保することとする。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、第22表に示す。

第22表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林の区域

| 森林の区域 |  | 備考 |
|-------|--|----|
| 旧高梁市  | 50 林班イ 13,15 (一部) ,16,17 (一部) ,18,ロ 1,3,4-1<br>54 林班ハ 1 (一部) ,2 (一部)<br>55 林班ロ 1,2,5,6,6-1,7 (一部) ,ハ 2 (一部) ,3,4 |    |

## (2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病害虫の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定める。

区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。また、当該保健機能森林の区域は、林班及び小班により第23表に示す。なお、備考欄には、制限林の種類別面積を記載する。

第23表 保健機能森林の区域

| 森林の所在 |     | 森林の林種別面積(ha) |       |        |      |      |     | 備考                                 |
|-------|-----|--------------|-------|--------|------|------|-----|------------------------------------|
| 位置    | 林小班 | 合計           | 人工林   | 天然林    | 未立木地 | 竹林   | その他 |                                    |
| 旧高梁市  | 50  | 45.58        | 4.65  | 40.93  | —    | —    | —   | 水かん 45.58<br>保健 45.58              |
| 旧高梁市  | 54  | 70.38        | 1.04  | 65.60  | 3.57 | 0.17 | —   | 土流 54.60<br>保健 70.38               |
| 旧高梁市  | 55  | 64.32        | 17.85 | 46.47  | —    | —    | —   | 保健 64.32                           |
| 計     |     | 180.28       | 23.54 | 153.00 | 3.57 | 0.17 | —   | 水かん 45.58<br>土流 54.60<br>保健 180.28 |

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める「保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針」に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定める。

造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第24表に定める。

第24表 造林、保育、伐採その他施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法   |
|-------|---|
| 造林    | 伐採後は速やかに、植栽又は天然更新の作業を行うこと。  |
| 保育    | 下刈、つる切り、除間伐等の保育を適切に行うこと。  |
| 伐採    | (1) 原則として皆伐以外の方法とすること。<br>(2) 択伐に当たっては、形質優良な優良木に偏らず多様な樹種、林齢からなる森林に誘導すること。 |

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

地域森林計画で定める「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針」に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第25、26表に定める。

第25表 森林保健施設に係る留意事項

| 主な森林保健施設 | 留意事項     |           |
|----------|----------|-----------|
|          | 整備及び維持運営 | 立木の期待平均樹高 |
| なし       |          |           |

#### (2) 立木の期待平均樹高

第26表 立木の期待平均樹高

| 樹種       | 期待平均樹高(m) | 備考 |
|----------|-----------|----|
| 林分収穫表による |           |    |

### 4 その他必要な事項

なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

## (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を第27表に定める。

第27表 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

| 区域名 | 林 班   | 区域面積<br>(ha) |
|-----|---|--------------|
| 松 山 | 65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85<br>86,87,88,89   | 1,584.64     |
| 津 川 | 270,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284   | 1,069.71     |
| 川 面 | 257,258,259,260,261,262,263,264,265,266,267,268,269   | 824.93       |
| 巨 瀬 | 230,231,232,233,234,235,236,237,238,239,240,241,242,243,244<br>245,246,247,248,249,250,251,252,253,254,255,256  | 1,583.6      |
| 中 井 | 192,193,194,195,196,197,198,199,200,201,202,203,204,205,206<br>207,208,209,210,211,212,213,214,215,216,217,218,219,220,221<br>222,223,224,225,226,227,228,229                 | 2,497.78     |
| 玉 川 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25<br>26,27,28,29,30,31,32,33,34,35  | 1,986.46     |
| 宇 治 | 114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128<br>129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143<br>144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155 | 2,405.32     |
| 松 原 | 90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,106,107,108<br>109,110,111,112,113  | 1,405.83     |
| 高 倉 | 156,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170<br>171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,181,182,183,184,185<br>186,187,188,189,190,191                         | 2,136.08     |
| 落 合 | 36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56<br>57,58, 59,60,61,62,63,64  | 1,585.31     |

|                               |   |          |
|-------------------------------|---|----------|
| 有漢・上有漢                        | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25<br>26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46<br>47,48,49,50  | 3,224.11 |
| 下原・佐々木・星原<br>成羽・羽山<br>上日名・下日名 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25<br>26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44   | 2,697.85 |
| 小泉・相坂<br>長地・布寄・羽根             | 45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65  | 1,402.69 |
| 吹屋・中野・坂本                      | 66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86<br>87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105<br>106   | 2,474.61 |
| 地頭・七地・三沢<br>吉木・臘敷・領家          | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25<br>26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46<br>47   | 2,984.82 |
| 仁賀<br>上大竹・下大竹                 | 48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68<br>69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89  | 2,451.76 |
| 高山<br>高山市・大原                  | 90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,106,<br>107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119   | 1,641.39 |
| 布瀬・志藤用瀬<br>長屋・布賀              | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25   | 1,646.97 |
| 平川                            | 26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46<br>47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67<br>68,69,70,71,72,73,74,75,76  | 2,772.58 |
| 東油野・西油野<br>西山                 | 77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97<br>98,99,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113<br>114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128<br>129,130,131,132,133,134,135,136 | 3,347.75 |

## 2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境施設の整備について第 2 8 表に示す。

第 2 8 表 生活環境施設の整備計画

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 備考 |
|-------|----|----|------|----|
| なし    |    |    |      |    |

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特用林産物、林業にかかわる伝統技術等地域の森林資源の活用に努め、地域の活性化を図る。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林の総合利用に対応した森林の整備計画について第 2 9 表に示す。

第29表 森林の総合利用施設の整備計画

| 施設の種類      | 現 状 (参考)        |  | 将 来             |  | 対図<br>番号 | 備考 |
|------------|-----------------|--|-----------------|--|----------|----|
|            | 位 置             | 規 模  | 位 置             | 規 模  |          |    |
| 高梁自然公園     | 阿部・原田地区         | 91.0ha<br>遊歩道 13.5km<br>キャンプ場<br>バンガロー<br>グラウンド    | 阿部・原田地区         | 91.0ha<br>歩道 13.5km<br>キャンプ場<br>バンガロー<br>グラウンド     | 1        | 高梁 |
| 天神山野鳥の森    | 坂本地区            | 2.0ha  | 坂本地区            | 2.0ha  | 2        | 成羽 |
| 弥高山        | 高山地区            | 7.0ha<br>遊歩道 2.5km<br>キャンプ場<br>バンガロー<br>グラウンド      | 高山地区            | 7.0ha<br>遊歩道 2.5km<br>キャンプ場<br>バンガロー<br>グラウンド      | 3        | 川上 |
| 西山レジャー高原施設 | 西山地区<br>麓行政区の一部 | 4.0ha<br>キャンプ場<br>コテージ<br>RVパーク<br>グラウンド<br>テニスコート | 西山地区<br>麓行政区の一部 | 4.0ha<br>キャンプ場<br>コテージ<br>RVパーク<br>グラウンド<br>テニスコート | 4        | 備中 |

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年を対象に、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、公民館等におけるまちづくり参加プログラムの中に、森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

高梁川は、本市を始め上下流の7市3町の水源として重要な役割を果たしている。  
このようなことから、下流の住民団体へ、水源を育むための森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

### (3) その他

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積を第30表に示す。

第30表 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

| 区域 | 作業種 | 面積 | 備考 |
|----|-----|----|----|
| なし |     |    |    |

※必要に応じて、付属資料の市町村整備計画図概要図に該当区域を図示する。

## 7 その他必要な事項

### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

### (2) 保安林の整備

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

### (3) 市有林の整備

本市は、現在、人工林を中心に2199haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等に保育、間伐等を委託し実施することとする。

### (4) 森林の土地の保全に関する事項及び土地の形質変更にあたって留意すべき事項

森林の土地の保全については、地域森林計画第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。